

農地法第5条第1項の規定による許可申請書添付書類

申請書は、譲渡人（貸人）、譲受人（借人）双方と一緒に農業委員会に来ていただいて提出するのですが、申請書には次の書類を添付することになっています。

《必須書類》

1. 農地法第5条の規定による許可申請書・・・・・・・・・・・・・3部
2. 農地法第5条の規定による許可申請書（知事許可証用）・・・・・・・・・・1部
3. 譲渡人又は貸人
 - (1) 譲渡しようとする土地の全部事項証明書・・・・・・・・・・・・・3部（2部はコピーで可）
 - (2) 農地転用に関する松野町土地改良区の意見書交付申請書・・・・・・・・・・1部
4. 譲受人又は借人
 - (1) 申請地の位置及び付近の状況を表示する図面【位置見取図】・・・・・・・・3部
（住宅地図のコピー等）
 - (2) 申請地の公図の写し【地番地目図】・・・・・・・・・・・・・3部
（町民課税務係で地籍図を申請し、申請地及びその周辺の土地に地番及び地目を明記）
 - (3) 建物及び施設物の平面図（間取り等がわかるもの）・・・・・・・・・・3部
 - (4) 申請地内での建物及び施設物の配置を示す図面【土地利用計画図】3部
 - (5) 申請地の状況が確認できる現況写真及び撮影方向を示した表示図・3部
【現況写真】（撮影日及び方角明記し、土地を赤線で囲い場所を明確にする）
 - (6) 申請地に関係する水利責任者の転用同意書・・・・・・・・・・・・・3部（2部はコピーで可）

《場合により必要になる書類》

1. 申請人の住民票抄本（市役所、各出張所又は町村役場より）・・・・・・・・3部（2部はコピーで可）
（**譲渡人又は設定者**の現住所と全部事項証明書に記載の住所が異なる場合、**譲渡人又は設定者**が全部事項証明書に記載の住所に居住していたことが確認できる戸籍の附票等の提出が必要）
2. 建物及び施設物の立面図・・・・・・・・・・・・・3部
3. 造成、盛土をする場合、その状況を示す図面（断面図等）・・・・・・・・3部
4. 各種計画書・・・・・・・・・・・・・3部
（事業計画書・資金計画書・必要面積検討表）
5. その他参考書類・・・・・・・・・・・・・3部
（申請内容により必要書類が変わってきますので、随時ご相談ください。）

留意事項

個人住宅に係る転用面積については、原則として農家住宅 1,000 ㎡、一般住宅 500 ㎡を上限とする。
ただし、住宅の建築面積の 20 分の 100 以内の転用面積である場合はこの限りでないものとする。